

公益目的支出計画概要（案）について

1. 公益目的支出計画とは

特例民法法人（旧社団、財団法人）が一般法人に移行するに際し、その時点で所有する正味財産は基本的に「公益目的財産」として位置づけられ、当該財産を有する移行法人は、当該財産額に相当する額を、公益目的に支出していくことが義務付けられ、そのために必要な公益目的支出計画を定める必要があります。

なお、この際の公益目的事業とは収支が赤字となる事業（当該公益事業に関する収入が支出を下回る）のみが対象となり、その事業に関しては、特例民法法人が従来より行ってきた事業のうち、現所管庁が公益事業として認定するもの（継続事業）、あるいは公益認定委員会において認定法上、公益事業として認定されるもの、のいずれかとなります。

2. 計画概要

（1）公益目的財産額（平成23年度決算正味財産額）

51,488,325 円

（2）公益目的事業

センターの今後の予算運営状況等も鑑み、公益目的事業としては、継続事業として、以下を対象とします。（具体的な事業名称に関しては、申請手続きの過程で変更される可能性もあり。）

ア 地域情報化普及啓発事業

従来より行ってきた、利活用事例紹介事業（地域情報化セミナー）、技術動向等紹介事業（ICT広域連携シンポジウム）、という2つの普及啓発事業を対象

イ 人材育成事業

従来より行ってきた自治体職員研修事業を対象

（3）支出計画（概要）

	収入	管理経費案分	事業経費	収支
地域情報化 普及啓発事業	0 円	2,880,000 円	600,000 円	-3,480,000 円
人材育成事業	0 円	1,900,000 円	300,000 円	-2,200,000 円
公益目的支出額（年）				5,680,000 円
計画実施期間				10 年

3. 包括承認について

通常総会での承認後、内閣府との認可手続きの過程における軽微な修正に関しては、事務局に一任、それ以外の修正に関しては、理事会に一任していただけるよう、包括承認をいただきたいと思います。